

佐渡市立河崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 「いじめ」の未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得（河小タイムの有効活用）
- ・かかわり合い、学び合える場の工夫（言語活動の充実・校内研修の充実）
- ・なかよしアンケートにおける授業評価項目の設定

(2) 学習規律の徹底

- ・「河小のきまり」による全校体制づくり
- ・中学校区共通の重点項目設定

(3) 学級集団づくり

- ・全学年でのエンカウンター実施
- ・ポプラっ子タイムの活用

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動、地域とのかかわり活動の設定
- ・クリーン作戦やフラワー作戦の実施

(5) 児童会活動の充実

- ・あいさつ運動の実施
- ・全校集会活動の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

(6) 人権学習、道徳教育の推進

- ・「生きる」シリーズ等を活用した人権・同和教育に関する「道徳の時間」指導案の作成
- ・参観日における全校「道徳の時間」の実施
- ・「いじめ」の本質や構造の理解（職員研修）

5 「いじめ」の早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) あいさつ運動における児童との交流

- ・児童の登校時には、職員（管理職を含む）が校門付近に立つ
- ・登校した子どもたちと一緒に、登校してくる子どもとあいさつを交わす
- ・児童の朝の様子を複数の職員で観察する

(2) 全職員間での情報の共有

- ・「子どもを語る会」を月1回実施し、全学級の様子について語り合う
- ・生活指導上、気になる問題が生じた際は、職員朝会を活用して情報提供を行う

(3) 日常観察の重視

- ・朝の会、帰りの会、授業中などの観察
- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子
- ・保健日誌への記載や管理職への情報提供

(4) なかよしアンケートの実施と教育相談の実施

- ・各学期1回実施（7月、12月、2月）
- ・アンケート調査をもとにした全児童との教育相談の実施

6 「いじめ」への組織的な対応

いじめ（疑いがあるような行為を含む）が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、次のとおり対応する。

以下、危機管理マニュアル〈指導にかかわる問題等Ⅲ-1（p10）〉より引用。

- 1 「いじめ」の情報が入ってきた場合、すみやかに校長に報告する
- 2 校長は、いじめの事実の概要を把握
 - (1) いじめられている児童とその保護者から
 - (2) いじめている児童とその保護者から
 - (3) 周りの児童から
 - (4) その他の保護者及び地域から
 - (5) 担任及び他の職員から
- 3 第一次対策会議（いじめ対策委員会）
 - (1) 基本的な対応方針（役割と組織の建立・指導方針の決定）
 - ① 『いじめは他の人権を侵す非人間的な行為である』という、基本認識に立って、校長を中心に全職員が一致協力して解決に当たる。
 - ② 問題を軽視することなく、誠意をもって当たる。
 - ③ 地域・保護者との連携を図る。
- 4 事実関係の確認（学級担任、生活指導主任、養護教諭、教頭等が複数で）
 - (1) 児童に対して
 - ① だれが、いつ、どこで、だれと、なぜ、どのように、いじめたかを確認し、記録（5WIH）
 - ② 役割分担を確認し、関係する児童一人一人から個別に事情を聴く
 - ③ 具体的な事実確認に基づき、「いじめ」の構図を把握
 - ④ 確認した内容について検討し、矛盾点があれば更に詳しく聴く
 - ⑤ 場合によっては、他の児童に気付かれないように配慮
 - (2) 保護者に対して
 - ① 本人と保護者の了解を得て早期に家庭訪問
 - ② 話を聴くときは、複数で聞く（事実を正確に把握するため）
 - ③ だれが、いつ、どこで、だれと、なぜ、どのように、いじめたかを確認し、記録する
 - ④ 本人の様子の変化、被害の程度など保護者が把握していた事実を確認する
(いじめられている児童の親)
 - ⑤ 生育歴、家庭の状況など「いじめ」に至るまでの背景を探る（いじめている児童の親）
 - ⑥ 電話で聞いた場合は、即断は避け、究明を約束する
 - ⑦ 情報提供者の氏名、連絡先などを確認する
- 5 全職員に事実関係を知らせ、学校としての意思統一を図る
- 6 外部への対応
 - (1) 市教委に電話で第1報
 - (2) 必要によって下越教育事務所等の関係諸機関に相談し、指導・助言を受ける。
 - (3) マスコミや外部へは窓口を一本化し、「対応の原則」により校長が対応する。
 - ① 全職員は慎重に行動。（各自の判断で外部に話さない！）
 - ② 取材等の対応は・言葉づかいを慎重に、撮影等には管理職が立ち会い、必要最小限度にとどめ

る。(児童は撮影させない)

7 内部への対応

～全職員による対応・指導～《敏速に・かつ適切に対応する》

(1) いじめられている児童への対応

- ① 「いじめ」は絶対に許されない姿勢で臨み、必ず守ることを伝える。
- ② その児童が抱えている不安を取り除くよう努める。
- ③ 「どんなことがあっても、先生はあなたの味方なんだ」という姿勢で対応する。
- ④ いじめられている児童の辛さや心の痛みの共感的理解に努める。
 - ア 欠点の指摘や、攻めたりする言動は慎む。
 - イ 「事実を話すことは、恥ずかしいことではない」ことを分からせる。
- ⑤ 対応策については、本人の了解を得る。
- ⑥ 自信をもたせ、精神的なショックや失望感、不安から立ち直れるよう援助する。
- ⑦ 継続した援助を続ける。

(2) いじめている児童への対応

- ① 「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を貫く。
- ② 欲求不満、情緒不安など「いじめ」行為の背景を見極め、話をじっくり聴き受容する。
(心の安定を図り、信頼関係を築く)
- ③ 活躍できる場を与え、自信をもたせ認めていく。
- ④ 「いじめ」の行為を内省させ、謝罪するなどの責任をとらせる。

(3) 周りの児童への対応

- ① 「いじめを傍観している者は、いじめている者とおなじである」という認識をもつよう指導する
- ② 学級活動又は道徳の時間などで話し合いをもつ
 - ア いじめられている児童の心の痛みを知る
 - イ 卑劣な行為を恥じる
 - ウ 善悪の判断力を身に付ける
(いじめている児童を悪者扱いにしたり、傷つけたりしないよう十分配慮し、本人が立ち直れるよう配慮)
 - エ 「いじめ」を見つけたら、恐れず教師に知らせることが大切であることを常日頃から指導する
 - オ 自らの強い意志で行動することの大切さに気付かせる

7 いじめ防止のための校内及び校外組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任（低・中・高学年部各1名）、特別支援コーディネーター、養護教諭、及び当該関係児童の学級担任

<校外構成員>

学校スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、学校運営委員（PTA正副会長、地域有識者、民生児童委員代表、ポプラ会会長）